

統合新病院整備工事

落札者決定基準

令和4年（2022年）1月

市立伊丹病院
公立学校共済組合

目次

第1	工事について	1
第2	審査の概要	1
1	落札者決定基準の位置付け	1
2	審査方法	1
3	施工者選定審査委員会の設置	1
4	審査全体の流れ	1
第3	第一次審査（入札参加資格等）の内容と方法	3
1	資格審査及び実績審査	3
第4	第二次審査（提案審査）の内容と方法	3
1	第二次審査の内容	3
(1)	入札価格の確認	3
(2)	提案書の確認	3
2	提案内容の位置付け	3
(1)	評価項目に基づく審査の取扱い	3
(2)	施工者選定審査委員会の意見の取扱い	4
3	入札書及び提案書の審査	4
(1)	評価方法	4
(2)	評価項目に基づく審査（加算点の算出）	4
4	総合評価点の算出	4
第5	落札者の決定	9

第1 工事について

統合新病院整備工事とは、次に掲げる工事からなるものとする。

- ① (仮称) 伊丹市立伊丹総合医療センター整備工事
- ② (仮称) 公立学校共済組合からだところの健康センター整備工事

第2 審査の概要

1 落札者決定基準の位置付け

本落札者決定基準(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に定める基準をいう。以下「本基準」という。)は、市立伊丹病院伊丹市病院事業管理者及び公立学校共済組合理事長(以下「発注者」という。)が統合新病院整備工事(以下「本工事」という。)の落札者を決定するに当たり、入札参加者のうち最も優れた者を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとして扱う。

2 審査方法

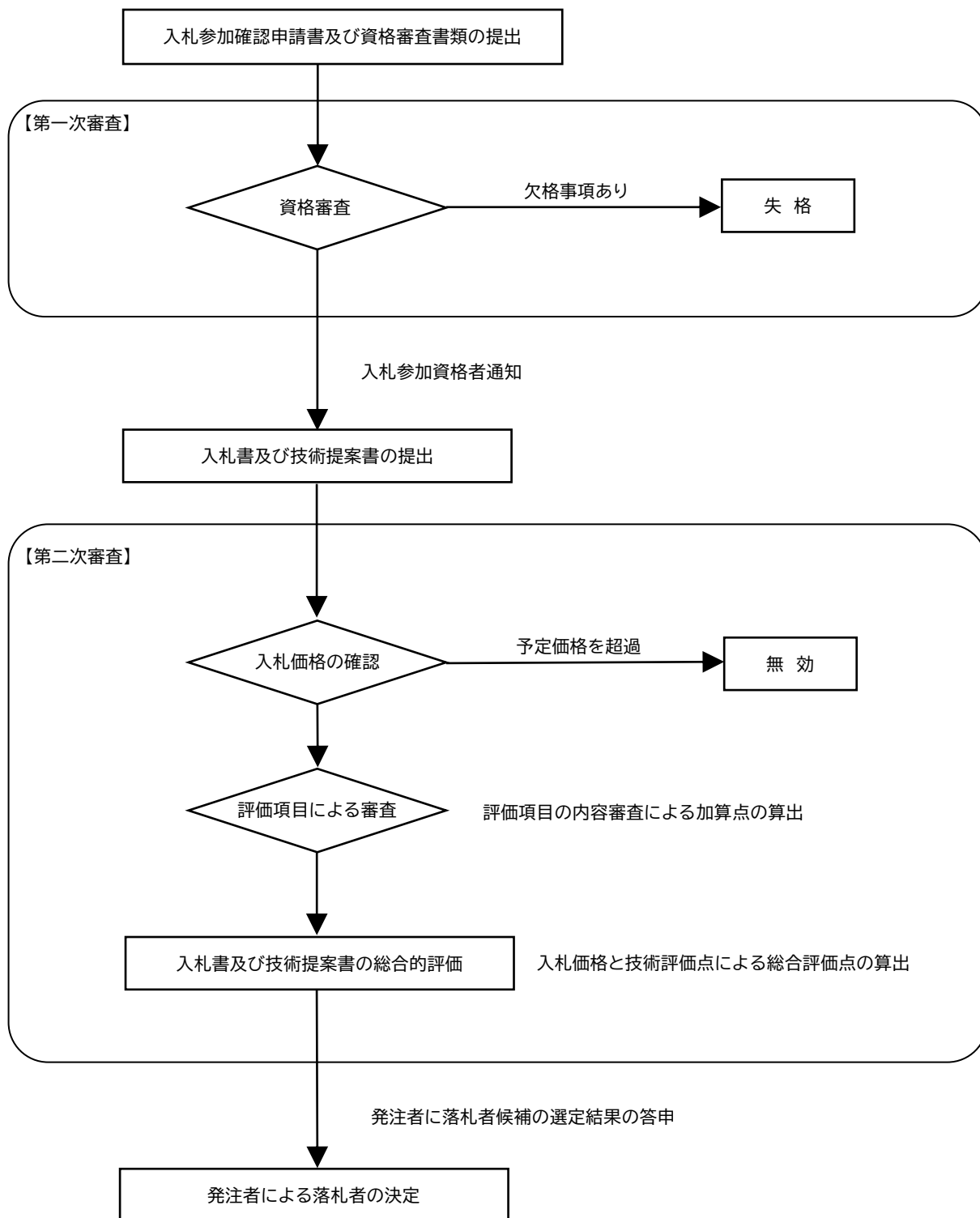
本工事を実施する落札者の決定方法は、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、各入札参加者からの本工事の実施に係る対価(以下「入札価格」という。)、技術提案書の提案内容等(以下「提案内容」という。)を総合的に評価する方式として一般競争入札(総合評価落札方式)を採用する。

3 施工者選定審査委員会の設置

- ① 発注者は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者2名を含め構成される統合新病院整備工事施工者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- ② 地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項に定める学識経験者の意見は、委員会における学識経験者である委員の意見をもって代えるものとする。
- ③ 委員会は非公開とする。

4 審査全体の流れ

- ① 審査は二段階に分けて実施するものとし、入札参加希望者の資格、実績といった施工遂行能力を確認する「第一次審査」と、提案内容を審査する「第二次審査」を実施する。
- ② 第二次審査では、委員会が公平性、競争性及び透明性を確保した上で、提案の内容及び価格面を総合的に評価し、落札者の候補を選定して、発注者に答申する。
- ③ 発注者は、委員会からの答申を踏まえ、落札者を決定する。



第3 第一次審査（入札参加資格等）の内容と方法

1 資格審査及び実績審査

- ① 入札参加希望者が、入札説明書の「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した要件を満たしているか否かについて、一次審査（入札参加資格審査）に関する提出書類に基づき審査する。
- ② 入札参加希望者が当該要件を備えていない場合は失格とする。
- ③ 入札参加資格の確認日は、入札参加資格確認申請書受付締切日とする。
- ④ 入札参加資格確認申請書受付締切日から契約日までの間に、伊丹市の指名停止措置又は入札参加除外措置を受けた場合は失格とする。

第4 第二次審査（提案審査）の内容と方法

1 第二次審査の内容

（1）入札価格の確認

- ① 発注者は、入札参加者が提示する入札価格が予定価格以下であることの確認を行う。
- ② 予定価格を超える入札価格を提示した入札参加者は無効とする。
なお、最低制限価格の設定は行わない。

（2）提案書の確認

- ① 発注者は、入札参加者から提出された提案書の記載事項を、「実績評価項目」及び「技術提案評価項目」に基づき確認する。
- ② 発注者は、提案書に疑義が生じた場合、当該提案を行った入札参加者に確認することがある。
なお、発注者による当該確認は、当該入札参加者の技術提案についての履行違反を免除ないし受容するものではない。

2 提案内容の位置付け

一般競争入札総合評価落札方式においては、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、次の（1）及び（2）の範囲において本工事の契約上の拘束力を有することに留意すること。

なお、入札参加者の間で資料の提供を受けていたと発注者が判断した場合は、失格とすることがある。

（1）評価項目に基づく審査の取扱い

- ① 要求以上の提案が具体的に行われている内容に対して得点が付与される加算点評価を行う。
- ② 原則として、落札者が提案した提案内容が請負契約で定める施工水準となり、落札者は提案内容に拘束される。ただし、発注者は、落札者との間で協議の上、諸事情を考慮し、落札者の提案内容のうち要求以上の提案について、その一部または全部を請負契約で定める施工水準とはしないとの決定をすることができ、落札者はかかる発注者の決定に拘束されることに留意すること。

(2) 施工者選定審査委員会の意見の取扱い

委員会において、入札参加者からの提案内容に対して意見が出された場合、請負契約締結の段階で、委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと発注者が判断し、落札者との間で合意したときは、施工等の条件として加味する可能性があることに留意すること。

3 入札書及び提案書の審査

(1) 評価方法

入札書及び提案書の評価について、発注者は委員会の意見を踏まえ、以下に示す評価方法に基づき技術評価点を決定することとする。

① 技術評価点

標準点と各評価項目で付与された加算点を合計したものを技術評価点とする。

② 標準点

二次審査を受ける者のうち、入札価格が予定価格以下である場合に、標準点として100点を付与する。

③ 評価項目及び加算点の配点

(i) 評価項目及び加算点の配点は、「別表 評価項目及び配点」に示すとおりとする。

(ii) 加算点は50点満点とする。

④ 採点

(i) 評価項目ごとに、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

(ii) 評価項目ごとの加算点は、各委員の採点結果の平均値とし、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで算出する。

(2) 評価項目に基づく審査（加算点の算出）

① 委員会は、後掲の実績評価項目及び技術提案評価項目（評価の視点及び配点）に基づき、提案内容において要求以上の具体的かつ優れた提案がなされている内容について審査する。

② 委員会は、入札参加者によるプレゼンテーション、質疑応答等の実施を予定している。

③ 入札参加者から提出された提案書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認、追加資料の提出等を求める場合がある。

④ 入札参加者によるプレゼンテーション、質疑応答等、発言や回答内容は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

4 総合評価点の算出

① 入札価格は予定価格の範囲内であることとし、予定価格を超える入札は無効とする。

② 各入札参加者の総合評価点を次に示す計算方法に基づき算出し、総合評価点が最も高い者を落札者候補者として決定する。

【算定式】

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{技術評価点(標準点 100 点 + 加算点(※))}}{\text{入札価格 (円) ※税抜}} \times 10,000,000,000$$

(小数点第 4 位以下切捨て)

※加算点は実績評価項目及び技術提案評価項目の合計

① 実績評価項目及び配点

大分類	中分類	評価の視点	評価項目	配点	評価基準		備考
						抽率	
(1)統括管理業務	現場代理人 または 監理技術者 の実績	病院の現地で建て替えることを踏まえて、適切な技術者を配置できるか。	ア 病床数 300 床以上の公共の病院(※)の新築工事における「現場代理人、監理技術者、主任技術者または担当技術者としての実績」を有する。	4	A	×1.0	現場代理人と監理技術者をそれぞれ別の者が従事する場合には 2 名の平均を評価点とする。
			イ 免震構造の新築工事における「現場代理人、監理技術者、主任技術者または担当技術者としての実績」を有する。		B	×0.75	
			ウ 現地で建て替え工事における「現場代理人、監理技術者、主任技術者または担当技術者としての実績」を有する。		C	×0.5	
	D	×0					
(2)施工管理業務	施工担当者 の実績	施工を行うのに望ましい施工担当者を配置できるか。	以下の建築物（公共施設・民間施設を問わない。）の工事において施工担当者として従事した実績	1	A	×1.0	
			ア 病院の新築工事における「建築工事の施工担当者としての実績」を有する。		B	×0.75	
			イ 免震構造の新築工事における「建築工事の施工担当者としての実績」を有する。		C	×0.5	
ウ 現地で建て替え工事における「建築工事の施工担当者としての実績」を有する。	D	×0					
(3)品質管理業務	社内検査担当者 の実績	品質管理を行うのに望ましい検査担当者を配置できるか。	以下の建築物（公共施設・民間施設を問わない。）の工事において施工担当者として従事した実績	1	A	×1.0	
			ア 病院の新築工事における「機械設備工事の施工担当者としての実績」を有する。		B	×0.75	
			イ 免震構造の新築工事における「機械設備工事の施工担当者としての実績」を有する。		C	×0.5	
ウ 現地で建て替え工事における「機械設備工事の施工担当者としての実績」を有する。	D	×0					
			以下の建築物の工事において検査担当者（各種工程内検査等、技術・性能検査員）として従事した実績	3	A	×1.0	
			ア 病床数 300 床以上の公共の病院(※)の新築工事における「検査担当者としての実績」を有する。		B	×0.75	
			イ 免震構造の新築工事における「検査担当者としての実績」を有する。		C	×0.5	
			ウ 現地で建て替え工事における「検査担当者としての実績」を有する。		D	×0	
			合計	10			

・実績とは、入札公告日から起算して過去 1.5 年間に竣工した建築物の実績とする。

※公共の病院：発注機関が国の機関または地方公共団体（コリンズに登録されている発注機関コードのうち、上位 2 桁が「00」から「60」までの機関）である病院とする。

① 技術提案評価項目及び配点

大分類	中分類	評価項目 (評価の視点)	配点		
			個別配点	配点	
(1) 施工管理	① 医療継続 施工計画	1. 病院の継続に必要な危機管理対策 医療インフラの維持管理及び不測の事態に備えたりカバリア対策の手法や体制の提案	4点	9	
		2. 安全で合理的な動線計画 病院利用者及び医療従事者等への配慮や工事動線との動線分離に関する提案	3点		
		3. 円滑な病院の運営 病院利用者・職員用駐車場閉鎖期間の短縮や、駐車スペースの確保等の提案	2点		
	② 仮設計画 周辺配慮	1. 新興感染症対策 工事作業所内外での新興感染症に対する平常時やクラスター発生時の対策の提案	2点	4	
		2. 周辺の安全確保及び事前周知 院内及び近隣への有効な安全対策（振動、騒音、粉塵、悪臭）及び工事情報の事前周知・案内等に関する方法の提案	2点		
	③ その他	※病院の継続や現地で建て替え及び複雑な工事ステップを踏まえた、円滑で合理的な施工計画及び仮設計画の提案とすること。 1. 独自の提案 その他、病院建設における取組みや工夫等の提案	2点	2	
	① 工程管理	① 工程管理	1. 病院の継続、現地で建て替えを踏まえた工程管理 病院運営を継続しながらの現地で建て替えの特性を踏まえた工程管理や円滑な開院に向けての技術力を活かした合理的な工程計画の提案	3点	7
			2. 工事ステップを考慮した工程管理 工事ステップや施工の各段階での工程管理及び工程計画の提案	2点	
			3. 別途工事との調整 別途発注工事（医療機器・什器・引越・開院準備等）との積極的な調整による工程管理及び工程計画の提案	2点	
			※工程遵守・短縮に関する具体的な方策について提案してください。 ※提案する全体工程計画とは別に工程のみを記載した全体工程表を提出してください。		
(2) 工程管理 品質管理	② 品質管理	1. 品質管理 病院建設特有の検査を踏まえた品質管理手法等の提案	2点	6	
		2. 品質や施工精度の確保 各工種における品質や施工精度の確保につながる管理手法等の提案	2点		
		3. 維持管理 建物の長寿命化や免震装置を含めた機器・設備の修繕や更新の容易性等についての具体的な提案	2点		
		1. 独自の提案 その他、病院建設における取組みや工夫等の提案	2点		
		(1) + (2) 小計	30		

評価基準	
掛率	
A	×1.0 特に優れた提案である
B	×0.75 優れた提案である
C	×0.5 やや優れた提案である
D	×0 一般的な提案である

② 技術提案評価項目及び配点

大分類	中分類	評価項目 (評価の視点)		配点
		評価項目	個別配点	
(3) 管理体制	管理体制	1.実施体制や組織体制 企業の有する豊富な経験や技術力を活かすための実施体制や企業全体の組織体制(「ガガア」)の提案 複雑なステップ工程に対応し、発注者及び工事監理者との迅速な協議ができる体制の提案	2点	6
		2.発注者への説明責任 包括的かつ自律的なマネジメント等による発注者への説明責任の具体的な手法の提案 (「プレ・コン・ジョン・ヒアリング」・「リキグ」等の実施、内外部へ向けての事前通知や報告・発信等含む。)	1点	
		3.アフターフォロー体制 引渡し後の建物、設備機器等の運用、施工後のアフターフォロー・サービス等に関する提案	1点	
		4.企業独自の提案 その他 ICT・IoT のデジタル活用等、企業独自の提案	1点	
		5.モニタリング手法の提案 技術提案書の履行に対する採用状況と結果のモニタリング手法の提案	1点	
(4) 社会貢献	①地域貢献	1.市内業者への発注及び調達 伊丹市内企業への発注や伊丹市内調達の実施についての提案 ※具体的な項目及びそれぞれの想定金額(概算)を記述してください。 ※伊丹市内に営業所又は製造所を有する企業への労務、資材、物品等の発注に限る。	2点	4
	②雇用促進	1.障がい者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率を満たしている。 2.均等・両立推進企業表彰の受賞実績、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、女性活躍推進法における「えるぼし認定企業」のいずれかを満たしている。 ※建設共同企業体の場合は代表構成企業が該当すること。	2点	
		(3) + (4) 小計	10	
		(1) + (2) + (3) + (4) 合計	40	

評価基準	
	掛率
A	×1.0 特に優れた提案である
B	×0.75 優れた提案である
C	×0.5 やや優れた提案である
D	×0 一般的な提案である
A	×1.0 金額が一番高い
他	2点×(各提示金額/最高提示金額) 小数点第2位を四捨五入とする
A	×1.0 2つを満たしている
B	×0.5 1つを満たしている
C	×0 1つも満たしていない

第5 落札者の決定

1 落札候補者の選定

委員会は、入札参加者の入札価格及び提案内容における総合評価点に基づき、落札者の候補を選定して、発注者に答申する。

なお、総合評価点の最高得点者が複数ある場合には、次の順位で優位に評価するものとする。

- ① 技術評価点の合計得点が高い者
- ② 技術提案評価項目「(1) 施工管理」に関する提案の得点が高い者
- ③ 技術提案評価項目「(2) 工程管理
品質管理」に関する提案の得点が高い者
- ④ 技術提案評価項目「(3) 管理体制」に関する提案の得点が高い者
- ⑤ 実績評価項目の得点が高い者
- ⑥ くじ引きによる決定

2 落札者の決定

発注者は、委員会の答申を踏まえ、落札者を決定する。

なお、総合評価点の最高得点者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査により、落札者として適格であると認められた後に、落札者として決定する。